



令和6年度第1回デジタル戦略推進本部会議

日時 令和6年7月29日(月)
11時00分～12時00分
会場 東館5階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 行政手続オンライン化の推進について
- (2) 情報セキュリティ対策について
- (3) アナログ規制の見直しについて
- (4) デジタル推進官等向け研修について
- (5) その他

○仮想空間デジタルクリエイティブ分野の人づくり・仕事づくり事業
公開講座の開催について

3 閉 会

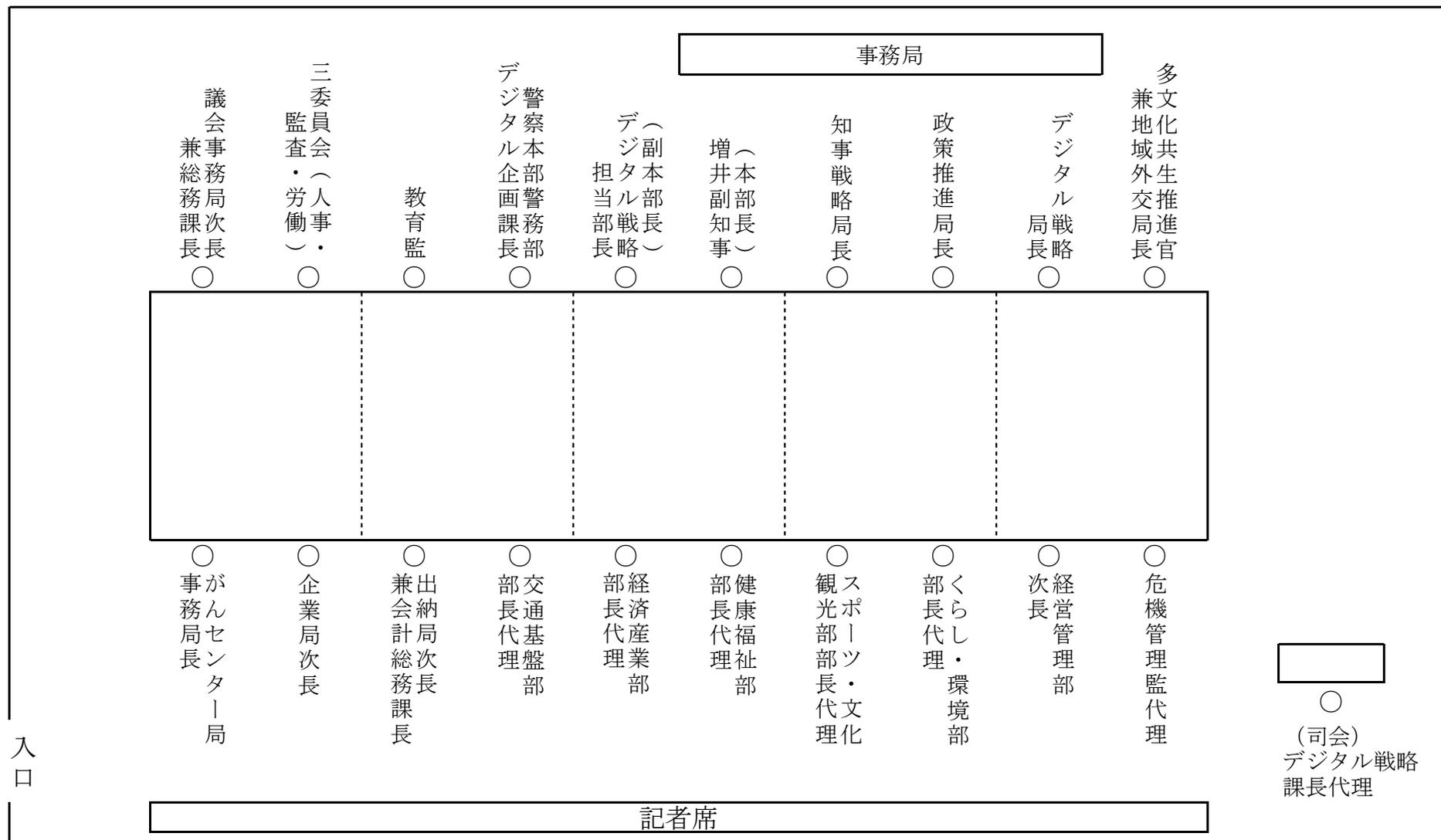


令和6年度第1回デジタル戦略推進本部会議 出席者名簿

部局名	職 名	氏 名	代理出席者
	静岡県CIO(副知事)	増井 浩二	
知 事 直 轄 組 織	デジタル戦略担当部長	山田 琢也	
	知事戦略局長	川口 茂則	
	政策推進局長	山田 純哉	
	デジタル戦略局長	杉山 和也	
	多文化共生推進官兼地域外交局長	横地 眞澄	多文化共生課長 石井 亘
危 機 管 理 部	危機管理監代理	齋藤 耕司	
経 営 管 理 部	経営管理部次長	村松 正章	
く ら し ・ 環 境 部	くらし・環境部部長代理	杉本 昌一	
ス ポ ー ツ ・ 文 化 観 光 部	スポーツ・文化観光部部長代理	平塚 晴利	
健 康 福 祉 部	健康福祉部部長代理	赤堀 健之	
経 済 産 業 部	経済産業部部長代理	齊藤 卓己	
交 通 基 盤 部	交通基盤部部長代理	林 聖久	
出 納 局	出納局次長兼会計総務課長	内田 聡子	会計支援課長 小坂 美雪
企 業 局	企業局次長	川田 剛宏	
が ん セ ン タ ー 局	事務局長	堀川 俊	
議 会 事 務 局	議会事務局次長兼総務課長	佐久間 利幸	議会事務局総務課 課長代理 神谷 大白
人 事 委 員 会 事 務 局	人事委員会事務局長	田中 真生	人事委員会事務局 総務課 主査 藤井 千里
監 査 委 員 事 務 局	監査委員事務局長	森岡 克明	
労 働 委 員 会 事 務 局	労働委員会事務局長	鈴木 洋子	
教 育 委 員 会	教育監	塩崎 克幸	教育DX推進課 参事 櫻井 澄人
警 察 本 部	警務部デジタル企画課長	高橋 文典	

令和6年度第1回デジタル戦略推進本部会議 座席表

日時 令和6年7月29日(月) 11時00分～12時00分
 会場 県庁東館5階特別会議室



行政手続のオンライン化の推進

現状・課題

- 令和4年度：電子申請に伴う手数料のキャッシュレス納付（電子納付）機能を導入
令和5年度：電子納付に係る調定票作成を自動化し運用を改善（財務会計システム改修）
- 一方で、総合計画活動指標「行政手続のオンライン化対応済割合」は、目標値80%（令和7年度末）に対して、実績値42.3%（令和5年度末）と、進捗が芳しくない。

➡ 更なるオンライン化の推進に向けて、**取組の強化が必要**

※優先手続（年間101件以上）のオンライン化の状況（令和7年度末目標値：80%）

区分	2021	2022	2023
優先手続数	611	647	626
うちオンライン化済	184 (27.8%)	235 (36.3%)	265 (42.3%)
うち未オンライン化	477 (72.2%)	412 (63.7%)	361 (57.7%)

(※2023実績：2024.3.31時点)

未オンライン化の状況	オンライン化予定あり（2024年度中）	48	
	検討中・オンライン困難	313	
	理由*	国の関与(法改正等が必要)	45
		受付窓口が外部(市町等)	55
		本人確認必須(押印、署名等)	75
		添付書類膨大(オンライン化不向き)	40
		使用料等の納付が必要	40
その他	86		

(*理由については複数回答のため、合計が一致しない)

行政手続のオンライン化の推進

オンライン化による業務改善（イメージ）

紙ベースで処理を行っている行政手続について、電子申請システム等の活用や業務の見直しによりオンライン化を推進し、県民の利便性の向上や職員の業務効率の向上を図る。

As Is（紙ベースでの処理）



To Be（オンライン上での処理）



行政手続のオンライン化の推進

今後の対応

○オンライン化促進支援事業業務委託の実施（R6.8～）

未オンライン化行政手続について、アンケート調査、ヒアリング調査及び業務可視化等を実施し、オンライン化に至らない理由、課題等を整理分析するとともに、オンライン化に向けた具体的な解決策（ツールの導入や業務改善方法等）の検討を実施する。

区分	内容	実施時期
アンケート調査及びヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none">・未オンライン化手続を対象に<u>アンケート調査を実施</u>（361手続：56所属）・必要に応じ追加でヒアリング調査を実施<ul style="list-style-type: none">→オンライン化の進捗状況の把握、オンライン化に至らない課題の把握・分析→課題ごとに解決策の取りまとめ	R6.8～
業務可視化の実施	<ul style="list-style-type: none">・業務担当者へのヒアリング等により<u>業務可視化を実施</u>（15業務程度）<ul style="list-style-type: none">→業務プロセスの把握、課題の洗い出しを行い、オンライン化に向けた業務改善方法を取りまとめ	R6.10～

⇒ オンライン化促進に向けた調査等への御協力をお願いします。（詳細は別途依頼）

行政手続のオンライン化の推進

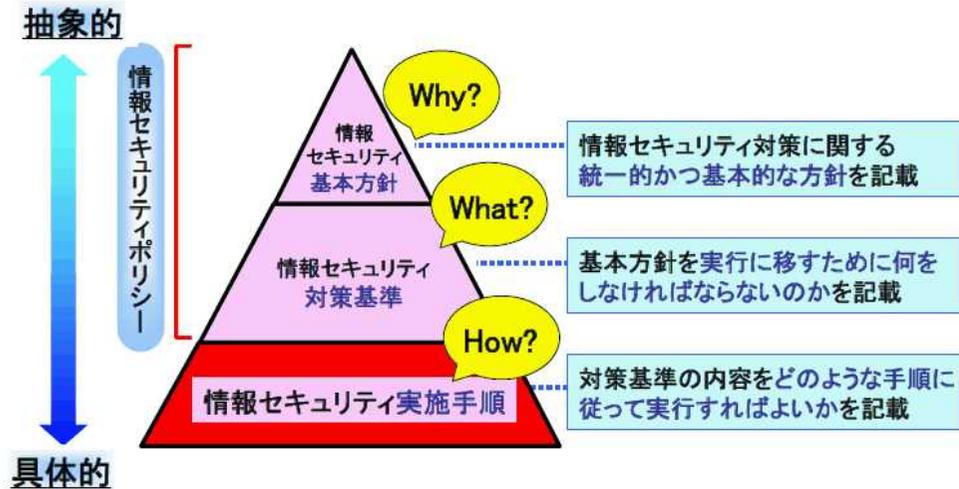
<参考> 優先手続のうち部局別未オンライン化手続（様式）数

部局名	未オンライン化手続数	手続（様式）：例	部局名	未オンライン化手続数	手続（様式）：例
知事直轄組織	24	パスポート関連手続 （居所証明書、確約書、事情説明書 等）	経済産業部	35	浜松技術専門校入校願書 工科短期大学校入校願書
危機管理部	1	消防団活動協力事業所等に係る手続 （要件認定申請書）	交通基盤部	49	道路占用許可関連手続 （道路占用更新許可申請書）
経営管理部	51	庁舎等管理業務競争入札参加資格関連手続 （印鑑届、委任状、役員名簿、誓約書）	出納局	11	報酬等支払手続 （報酬・報償支払名簿）
くらし・環境部	38	県外産業廃棄物関連手続 （搬入状況報告書 等）	企業局	3	行政財産の使用許可手続 （行政財産の使用許可申請書）
スポーツ・文化観光部	22	埋蔵文化財関連手続 （出土品保管証）	議会事務局	6	-
健康福祉部	121	調理師免許関連手続 （免許再交付申請書、試験受験願書）	合計	361	

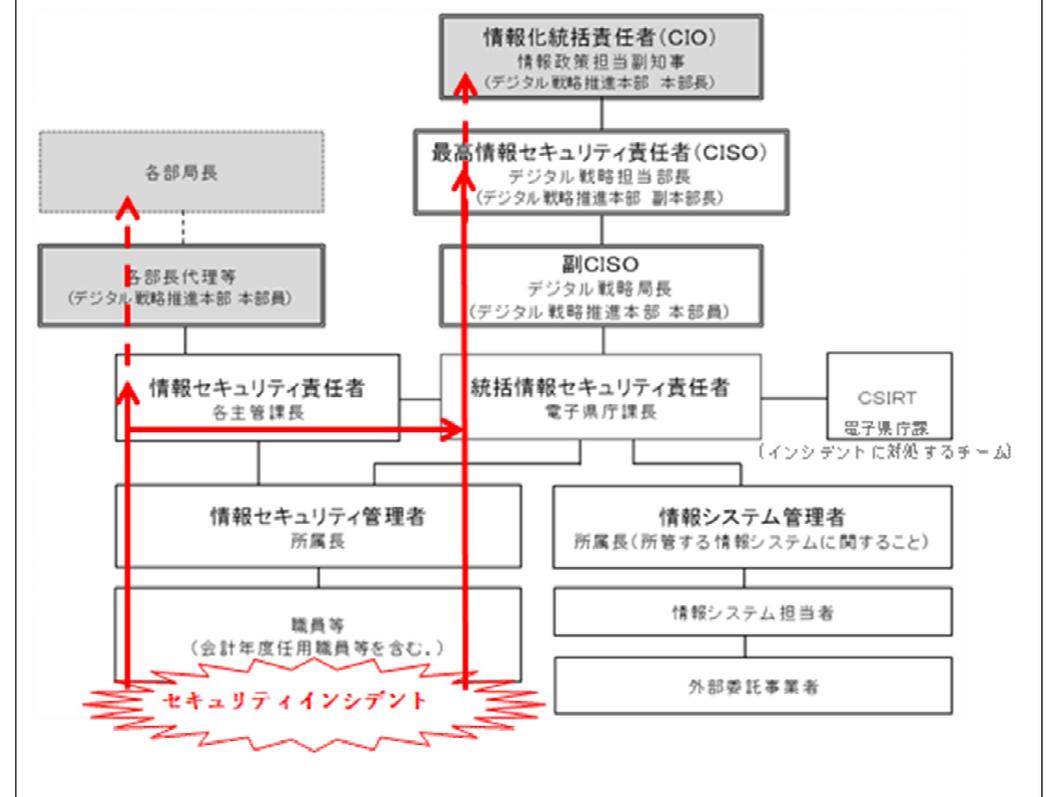
1 情報セキュリティポリシー

業務のデジタル化に伴い、情報システムやネットワークへの依存が高まっており、保有する情報を守り、業務を継続するため、情報セキュリティ対策が重要になっている。

県は、住民や企業等の重要情報を多数保有していることから、組織として対策の実効性を高め、レベルを引き上げる目的で、情報セキュリティポリシーを定めている。



参考 セキュリティインシデントの報告ルート



2 情報セキュリティインシデント発生状況

(1) セキュリティインシデント発生状況

ア 種別毎の発生数

種別	令和6年度	令和5年度	令和4年度
a メール誤送信	1件	7件	8件
b 媒体等の誤送付・紛失	2件	—	1件
c サイバー攻撃等	—	3件	2件
d ホームページ誤掲載	—	3件	—
e その他	—	—	2件

イ 発生原因の特徴で分類した発生数

区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
ア 委託先におけるミス	1件	7件	5件
イ 職員によるミス	2件	5件	7件
ウ ウェブサイト等への攻撃	—	1件	1件

ウ インシデントの詳細

(令和6年度3件、令和5年度13件、令和4年度13件)

種別	年月日	所属名	原因	内容
令和6年度				
誤送付 (b)	R6.6.17 発覚	交通基盤部 公共用地課・富士土木事務所	委託先 (ア)	静岡県土地開発公社職員が地権者へ契約関係書類を郵送する際に、誤って個人情報を含んだUSBメモリ(パスワード設定なし)を混入させた。氏名・住所約31名分。
紛失 (b)	R6.5.3 発覚	交通基盤部生活排水課	職員 (イ)	県職員が自宅で作業を行うため所属長の許可なくセキュリティー機能の無いUSBメモリにより個人情報を持ち出し紛失した。氏名・住所10名分。
メール (a)	R6.4.4 発覚	経済産業部畜産振興課	職員 (イ)	県職員が県内全市町担当課及び庁内関係各課に対し、検査結果を送付する際に、個人情報を含んだファイルを添付し送信した。氏名・連絡先4名分。
令和5年度				
ネット詐欺 (c)	R6.3.18 発覚	経済産業部水産振興課	委託先 (ア)	委託先の従業員がインターネットの偽警告に従い、遠隔操作ソフトをインストールした。利用事業者46人の個人情報流出の恐れ。詳細調査では漏えいの痕跡は確認されなかった。
メール (a)	R6.2.9 発覚	経済産業部中遠農林事務所	職員 (イ)	県職員が事業者へ鑑定結果の回答をする際、誤って別の事業者にメールを送信してしまった。
メール (a)	R5.12.22 発覚	経済産業部エネルギー政策課	委託先 (ア)	委託事業者が、研修会の参加予定者9名に対して、開催通知を送信すべきところ、誤って個人情報を含む出席者リストを添付しメールを送信した。
ランサムウェア(c)	R5.12.15 発覚	経済産業部新産業集積課	委託先 (ア)	委託事業者が管理するデータが、第三者による不正アクセスによる被害を受け、個人情報(件数:93件、うち本県当該事業のモニター関係5件)が流出した。
メール (a)	R5.12.5 発覚	経済産業部新産業集積課	委託先 (ア)	委託事業者が、事業に参加するモニター1名に対し、別モニターの個人情報が閲覧できるメールを送信した。
メール (a)	R5.11.28 発覚	経済産業部お茶振興課	委託先 (ア)	委託事業者が、研修会の参加予定者に電子メールで資料送付を行う際、bccで送信すべきところを、全ての受信者のメールアドレスが表示される方法Toで送信した。

種別	年月日	所属名	原因	内容
メール (a)	R5.11.17 発覚	交通基盤部道路企画課	職員 (イ)	県職員が、ロゴマークの一般公募に際し、応募者に対して資料再送付を依頼した際に、添付すべき様式ファイルと誤って他者の申込ファイルを誤送信した。
メール (a)	R5.8.5 発覚	経済産業部 産業イノベーション推進課	委託先 (ア)	イベント受託業者が、イベント出展企業に対してメール送信した際、他の受信者が判別できない方式(bcc)で送信すべきところを、誤って全ての受信者のメールアドレスが表示される方式(cc)で送信した。
誤掲載 (d)	R5.7.28 発覚	くらし・環境部県民生活課	職員 (イ)	県職員が、内閣府ポータルサイト上で公表しているNPO法人の事業報告中、個人情報である役員及び社員の住所を非公表(黒塗り)とするところを黒塗りせず掲載した。
Webサイト 等の改竄 (c)	R5.6.29 発覚	経済産業部農地保全課	ウェブサイト等 への攻撃(ウ)	「しずおか農山村サポーター」の個人会員あてにメールマガジンを配信するためのシステムに、不正ログインが行われ、ID 及びパスワードが変更されたうえ、個人会員の登録情報を一括出力された。
メール (a)	R5.6.14 発覚	スポーツ・文化観光部 富士山世界遺産課	職員 (イ)	県職員が、主催イベントについてメールで連絡する際に、誤って本文中に参加者 18 人全員のメールアドレスを記載したまま一斉送信してしまった。
誤掲載 (d)	R5.6.5 発覚	スポーツ・文化観光部 文化政策課	委託先 (ア)	イベントの講座参加者の募集の申込先メールアドレスの掲載(広報誌・HP)に誤りがあり、誤ったメールアドレスに申し込んだ方の個人情報が漏えいした
誤掲載 (d)	R5.5.8 発覚	健康福祉部障害福祉課	職員 (イ)	マイナポータルの身体障害者手帳情報に情報が表示されない不具合が発生。身体障害者手帳番号と個人番号の紐付けにおいて、重複データを削除せずに、登録を行ったため、合計 62 件の紐付け誤りが生じた(令和5年6月 19 日調査時点)。情報漏えいは確認されていない。
令和4年度				
Webサイト 等の改竄 (c)	R4.12.16 発覚	経済産業部農業ビジネス課	ウェブサイト等 への攻撃(ウ)	ホームページ作成ツールの脆弱性を突いて、外部から不正アクセスがあり、既存ファイルの改ざんや不正ファイルの設置が行われた。当該サイトは閉鎖。
ツール 誤用 (e)	R5.1.18 発覚	経済産業部 産業イノベーション推進課	委託先 (ア)	委託業者が、講座受講者への連絡ツールとして使用している slack で1名の受講者を受講者専用のチャンネルに追加する際、誤って事務局専用のチャンネルにも追加したことにより、判明するまでの約5ヶ月間、講座受講者 17 名の個人情報が閲覧できる状態になっていた。
システム 障害(e)	R4.11.28 発覚	経済産業部経営支援課	委託先 (ア)	委託事業者が、補助金のオンライン受付を開始したところ、他社(1社)の申請情報が表示される不具合が判明した。申請受付は即時中断した。
メール (a)	R4.11.11 発覚	健康福祉部吉原林間学園	職員 (イ)	県職員が、自宅パソコンに、個人情報を含むデータを添付して送信。その際、誤操作により、県内市町あてにも送信された。
メール (a)	R4.9.13 発覚	経済産業部お茶振興課	職員 (イ)	県職員が、課所管の協議会の会員 45 人に電子メールを一斉送信した際、誤ってメール本文中に送信先のメールアドレスを記載し、送信してしまった。
メール (a)	R4.9.12 発覚	経済産業部マーケティング課	委託先(ア)	県の委託事業者が、イベント参加予定者に電子メールで事務連絡を行う際、(bcc)で送信すべきところを、(To, cc)で2回送信してしまった。
メール (a)	R4.8.30 発覚	経済産業部 産業イノベーション推進課	委託先 (ア)	委託業者が受講者に事務連絡を行う際、誤って全ての受信者のメールアドレスが表示される方式(To)で送信してしまった。
メール (a)	R4.7.11 発覚	経済産業部 志太榛原農林事務所	職員 (イ)	県職員が、事業者からの申請書を市担当者へ確認依頼のためメール送信した際、入力ミスで、関係ない市町を含むグループメールを指定してしまったことに気がつかず送信した。

マルウェア (c)	R4.6.6 発覚	デジタル戦略局デジタル戦略課	委託先 (ア)	委託先で使用しているPC 1台がマルウェア(Emotet)に感染、当該 PC に保管していたメールアドレスが流出した。
メール (a)	R4.5.19 発覚	経済産業部マーケティング課	職員 (イ)	県職員が、県で実施している表彰実績のデータ提供の依頼に対し、不要な他受賞者の個人情報を含む情報を送信してしまった。
種別	年月日	所属名	原因	内容
誤送付 (b)	R4.4.26 発覚	健康福祉部 中部健康福祉センター	職員 (イ)	県職員が、証明書をパソコンで作成する際、別の患者の住所と錯誤した証明書を作成して、誤った住所に特定記録郵便で発送した。
メール (a)	R4.4.15 発覚	健康福祉部 東部健康福祉センター	職員 (イ)	県職員が、宿泊療養施設に入所する予定の罹患患者の個人情報を当該施設にメール送信する際、誤って県内の小学校へ送信した。
メール (a)	R4.4.8 発覚	健康福祉部 中部健康福祉センター	職員 (イ)	県職員が、関係機関に管内の発生状況を定期的に情報提供するため、表計算ソフトウェアをメール送信する際、誤ってファイル内の別シートに個人情報が残ったままで送信した。

(2) 他の企業・自治体等における主なセキュリティインシデント

種別	年月日	企業・自治体名	原因	内容
サイバー 攻撃(c)	R6.7.17 公表	東京ガスエンジニアソリューションズ株式会社	ウェブサイト等 への攻撃(ウ)	不正アクセスを受け、業務委託元から提供を受けた消費者の個人情報416万件ほか流出した可能性が生じた。(県内ガス会社が委託した4万件の情報も含まれている。)
サイバー 攻撃(c)	R6.7.5 公表	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構(JAXA)	ウェブサイト等 への攻撃(ウ)	2023年にVPN機器に対する複数回のサイバー攻撃を受け、職員の個人情報を含む一部の情報が漏えいした。
紛失 (b)	R6.6.21 公表	長野県教育委員会	職員 (イ)	長野県内の県立高校の教職員が、生徒の個人情報を含むUSBメモリを紛失。教育委員会宛に、内容の一部が印刷された資料が郵送されて発覚。
サイバー 攻撃(c)	R6.6.9 公表	KADOKAWAグループ	ウェブサイト等 への攻撃(ウ)	KADOKAWAグループが運営するサービス群に対し、ランサムウェアを含む大規模なサイバー攻撃が行われた。グループ会社の顧客、従業員等の個人情報が流出したほか、HP等のシステムが停止し、事業活動に影響が生じている。
サイバー 攻撃(c)	R6.5.29 公表	株式会社イセト	ウェブサイト等 への攻撃(ウ)	社内システムがランサムウェア(身代金要求型ウイルス)に感染し、過去に自治体等から受託した印刷業務等のデータ150万件以上が流出した。同社は、契約に反してデータを複写し、契約終了後も削除を怠っていた。
紛失 (b)	R6.5.27 公表	川崎市	職員 (イ)	川崎市の職員が、申請書類をスキャンした画像をバックアップしていたUSBメモリを紛失。個人143件、法人1,517件の情報が格納されていた。

※種別、区分は参考((1)の集計には含めていない)

3 情報セキュリティインシデント（USBメモリ紛失）

(1) 情報セキュリティインシデント（USBメモリ紛失）の概要

情報セキュリティインシデントの概要	情報セキュリティポリシー※における取扱い (※所管:電子県庁課、H16.7.7制定、R6.4.1最終改正)
①職員が自宅で作業をするために必要な情報を、 ②所属長に無許可で持ち出した。 情報は、SDO端末から公用USBメモリにコピーし、 USBメモリの読み書きに制限がない端末を経由し、 ③暗号化していない私用USBメモリで持ち出した。 翌朝、私用USBメモリの紛失に気づき所属長に報告した。	①庁外で情報処理業務を行う場合、情報セキュリティ 管理者(所属長)の許可を得なければならない。 ②電磁的記録媒体等を庁外に持ち出す場合、情報セキュリ ティ管理者の許可を得なければならない。 ③支給以外の電磁的記録媒体等を業務に利用してはなら ない。ただし、業務上必要な場合は、情報セキュリティ 管理者の許可を得て利用することができる。

世間でUSBメモリの紛失事件が多発する中、自分だけは大丈夫という身勝手な自信を捨てる。

常に情報セキュリティポリシーに従って対応する。

(2) 情報セキュリティ対策基準の概要

情報セキュリティ対策基準では、ネットワークの分離、機器等管理、職員が遵守すべき事項、技術的な対応など具体的な遵守事項、判断基準等を定めている。

・職員が遵守すべき事項(第5 人的セキュリティ)の主な内容

項目	内容
業務以外の目的での情報資産の利用禁止	業務以外での持ち出し、アクセスを禁止
端末、USBメモリ等の持ち出し、庁外作業の制限	持ち出し等は所属長の許可を得る。
支給された端末、USBメモリ等以外の業務利用	利用は所属長の許可を得る(秘密情報は禁止)
情報セキュリティに関する研修等への参加	職員は定められた研修等に参加する。
情報セキュリティインシデントの報告・再発防止	発生時は速やかに報告し、必要な措置をとる。
ID、パスワードの管理	自己のIDを他人に利用させない

(3) 情報漏えいの影響

ア 組織の対応

個人情報の漏えい(おそれを含む)が発生した場合、行政の信頼が失墜する。

マイナンバー制度等行政のデジタル化に対する国民の不安が増し、効率的な行政運営を阻む要因となることも考えられる。

さらに、事実関係の調査、原因の究明、各所への報告、本人への通知など、組織における対応が必要になる。

イ 懲戒処分

情報資産の紛失は情報漏えいにつながることから懲戒処分の対象となり得る。

県の規程等	内容
懲戒処分の基準 第2 標準例 1(8)	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた職員は、免職、停職又は減給とする。
情報セキュリティ 対策基準 6(1)懲戒処分	情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象となる。

4 令和5年度の情報セキュリティ研修・訓練、内部監査の結果

(1) 情報セキュリティ研修・情報セキュリティインシデント対応訓練

研修・訓練名		対象者	実績・出席者	備考
情報セキュリティ研修	①eラーニング「学びばこ」	全職員	4,755人	※教育委員会事務局を含む
	②情報セキュリティ研修(初級)	受講を希望した職員	792人	管理職向け:310人 一般向け :482人
	③情報セキュリティ研修(中級) (インシデント対応訓練含む)	受講を希望した職員	61人	
	④J-LIS提供eラーニングによる情報セキュリティ研修	受講を希望した職員	2,447人	延べ人数 (2講座)
SDO新規ユーザー研修		新規採用職員等	248人	
情報公開・個人情報保護事務研修会		個人情報保護事務担当者	132人	法務課
個人情報保護事務実地点検 (含コンプライアンス推進月間の自己点検)		対象所属(自己点検は全職員)	—	法務課 (人事課)
情報セキュリティ通信の発行		全職員	10回掲載	2月末時点
情報セキュリティ研修の強化実施 (情報セキュリティ研修を2コース以上受講)		健康福祉部職員 経済産業部職員	達成率 99.8%	※全員が1コース以上受講済み
インシデント等振り返りミーティング		インシデント等発生所属	9~11月実施	

(参考) 部局別情報セキュリティ研修受講結果

部局名	受講済数	対象職員数	受講率
知事直轄組織	214	221	96.8%
危機管理部	122	122	100.0%
経営管理部	635	730	87.0%
くらし・環境部	312	319	97.8%
スポーツ・文化観光部	249	249	100.0%
健康福祉部	1,071	1,071	100.0%
経済産業部	1,521	1,526	99.7%
交通基盤部	734	1,156	63.5%
出納局	118	122	96.7%
企業局	123	127	96.9%
議会事務局	39	40	97.5%
人事委員会事務局	20	20	100.0%
監査委員事務局	16	16	100.0%
労働委員会事務局	6	6	100.0%
収用委員会事務局	4	4	100.0%
教育委員会事務局	275	280	98.2%
合計	5,459	6,009	90.8%

★警察本部、がんセンター、県立学校(教職員)は、
独自にセキュリティ研修を実施

(2) 情報セキュリティ内部監査

ア 書面による監査

項目名	内 容	
監査テーマ	情報システムの管理に係るセキュリティ対策の実施状況の確認	
監査実施日	実施中：令和6年1月29日～令和6年3月10日	
対象部局・監査対象	全部局 情報システム 122件	
指摘状況	チェック項目	指摘件数
	共有ファイルサーバの構成	2件
	共有ファイルサーバのアクセス制御	2件
	情報システム運用の作業記録作成	4件
	情報システム仕様書等の管理	2件
	ログ等の取得及び保存	1件
	アクセス制御に関わる方針及び基準	17件
	利用者IDの取扱に関わる手続（規定）	16件
	利用者IDの取扱に関わる手続（運用）	4件
	利用者IDの抹消申請	4件
	利用者IDの点検	3件
	特権IDの取扱に関わる手続（規定）	17件
	特権IDの取扱に関わる手続（運用）	2件
	特権IDの外部委託事業者による管理の禁止	2件
令和4年度指摘事項の改善が確認できない	4件	

イ フォローアップ監査

項目名	内 容	
監査テーマ	情報システムの管理に係るセキュリティ対策の改善状況の確認	
監査実施日	令和6年3月6日	
対象部局・監査対象	デジタル戦略局電子県庁課・出納局会計支援課・人事給与システム、財務会計システム	
指摘状況	要改善事項 なし	

5 令和6年度の情報セキュリティ研修・訓練、内部監査の予定

(1) 情報セキュリティ研修・情報セキュリティインシデント対応訓練

研修・訓練名		対象者/参加人数/計画回数等	備考
情報 セキュリティ 研修	① eラーニング「学びばこ」	全職員	
	②情報セキュリティ研修(初級)	400人	
	③情報セキュリティ研修(中級) (インシデント対応訓練含む)	80人	
	④J-LIS 提供 eラーニングによる情報セキュリティ研修	200人	
SDO 新規ユーザー研修		新規採用職員等	
情報公開・個人情報保護事務研修会		個人情報保護事務担当者	法務課
個人情報保護事務実地点検(含コンプライアンス推進月間の自己点検)		対象所属 (自己点検は全職員)	法務課(人事課)
情報セキュリティ通信の発行		月1回掲載	
情報セキュリティ研修の強化実施(情報セキュリティ研修を2コース以上受講)		インシデント等発生部局から選定	
インシデント等振り返りミーティング(コンプライアンス実施期間に合わせて実施)		インシデント等発生所属	対策実施状況の再確認と意識向上を図る

(2) 情報セキュリティ内部監査

- ア 書面による監査 チェック項目を見直し、令和5年度と同様に実施予定
- イ フォローアップ監査 対象システムを変えて、令和5年度と同様に実施予定

業務委託における委託事業者の選定基準の考え方について

1 概要

委託事業者における社員のミスやシステム管理管理体制の不備等により、県の情報資産が漏えいするなどのインシデント事例が多く発生している。こうした事例を減らすためには、適切な委託事業者の選定と適切な契約内容に基づいた管理が重要になる。

適切な事業者の選定についての考え方を取りまとめたので周知する。

2 考え方

委託事業者の選定時に、事業者の情報セキュリティ水準を評価する際には、業務委託内容に含まれる情報資産の重要度に応じ、国際規格の認証取得状況等を選定基準として採用する。

3 選定基準として採用する認証等の例

業者選定にあたり確認すべき事項	該当する国際規格等
情報セキュリティへの取組 (情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS))	ISO/IEC27001
サービスの品質管理への取組 (品質マネジメントシステム)	ISO9001
個人情報の取扱への取組	プライバシーマーク認定
クラウドサービスのセキュリティ水準	ISMAP (日本の政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)

4 電子県庁課発注の業務委託の例

取扱う情報資産	確認すべきと判断した取組事項	入札参加の条件とした認証等
特定個人情報 (マイナンバー)	情報セキュリティへの取組 (情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS))	ISO/IEC27001
	サービスの品質管理への取組 (品質マネジメントシステム)	ISO9001

・ 公告記載例

「ISO9001 及びISO27001/ISMS の認証を取得している者であること。」

令和6年度第1回デジタル戦略推進本部会議資料

アナログ規制の点検・見直しの進め方について

2024.7.29 行政経営課、デジタル戦略課



目次

contents

1. 取組の背景

2. 取組の方向性

アナログ規制とは

デジタル技術の登場以前に作られた、アナログ的な手法を前提とする法制度やルール。
県民サービスの向上と業務の効率化を妨げる要因となっており、見直しを進める必要がある。

(例)	○ デジタル技術		× アナログ規制
施設の点検	監視カメラやドローンでの代替が可能	⇔	「人による目視」を義務づけ
事業所への 担当者の常駐	オンライン会議システムで代替可能	⇔	「担当者の現地への常駐」を義務づけ
資格取得の 講習会	オンライン受講が可能	⇔	「対面での受講」を義務づけ
公的情報の 閲覧	インターネットでの閲覧が可能	⇔	「事務所を訪問し紙で閲覧」と指定
申請書等の 提出	オンライン申請が可能	⇔	「FD等の記録媒体での提出」を指定

国のアナログ規制の見直し状況

令和4年に一括見直しプランを策定。

令和6年6月までを集中改革期間とし、約1万条項のアナログ規制の見直しに取り組んでいる。

R4.6	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」策定 R4.7月からR7.6月を集中改革期間に位置付け、アナログ規制の見直しに取り組む。
R4.10	集中改革期間を1年前倒し。R4.7月からR6.6月を集中改革期間とする。
R4.12	7項目のアナログ規制とFD等の記録媒体を指定する規制に関する法令約1万条項について見直し方針及び工程表を確定
R5.6	「デジタル規制改革推進のための一括法案」成立 「一括見直しプラン」を踏まえ、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、必要な法改正等を実施
以降	工程表をフォローアップし、見直し状況を進捗管理。 集中改革期間終期のR6.6月までに必要な見直しを完了する予定。(※)

※国見直し進捗情報(6/14時点。現在公表されている最新情報)

見直しが必要な規制:6,405件 6/14時点で見直し完了:4,365件 今後見直しを行う規制:2,042件(内、1,936件は6月までに見直し完了予定)



地方公共団体への影響

R5.6月のデジタル手続法改正により、地方公共団体もアナログ規制の見直しに取り組むことが**努力義務**に。各団体において、国の取組に準じて、アナログ規制の見直しを進めていく必要がある。

デジタル手続法(R5.6月改正)

(第16条第2項)

地方公共団体は、国が(中略)講ずる施策に準じて、条例又は規則に基づく手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、(中略)情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、**必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**



国から具体的な見直し期限の提示はないが、**各団体で計画立てて取り組む必要。**

国の地方自治体への支援

自治体向け点検・見直しマニュアル

R4.11月 第1版リリース



R5モデル自治体での調査

R5.12月 第2版リリース

法令検索キーワード拡充、モデル自治体の取組紹介

※マニュアルの立ち位置は「技術的助言」

7項目のアナログ規制 + 記録媒体規制

規制項目	アナログ規制の内容（規制で求めていること）
①目視	人が現地に赴き、 <ul style="list-style-type: none"> ● 施設や設備、状況等が一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検） ● 実態・動向等を目視によって明確化すること（調査） ● 人・機関の行為が違反していないかどうか等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）
②実地監査	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が、法令等で求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定すること
③定期検査・点検	施設や設備、状況等が、法令等で求める一定の基準に適合しているかどうかを、 <ul style="list-style-type: none"> ● 一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査） ● 実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）
④常駐・専任	<ul style="list-style-type: none"> ● （物理的に）常に事業所や現場に留まる（＝特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている。）こと ● 職務の従事や事業所への所属等を、兼任せず、専らその任に当たること（1人1現場の紐付け等）
⑤対面講習	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うこと
⑥書面掲示	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示すること
⑦往訪閲覧・縦覧	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させる際に、公的機関等に訪問すること
⑧記録媒体	申請・交付方法や作成・保存方法として、フロッピーディスク等の特定の記録媒体を指定すること



目次

contents

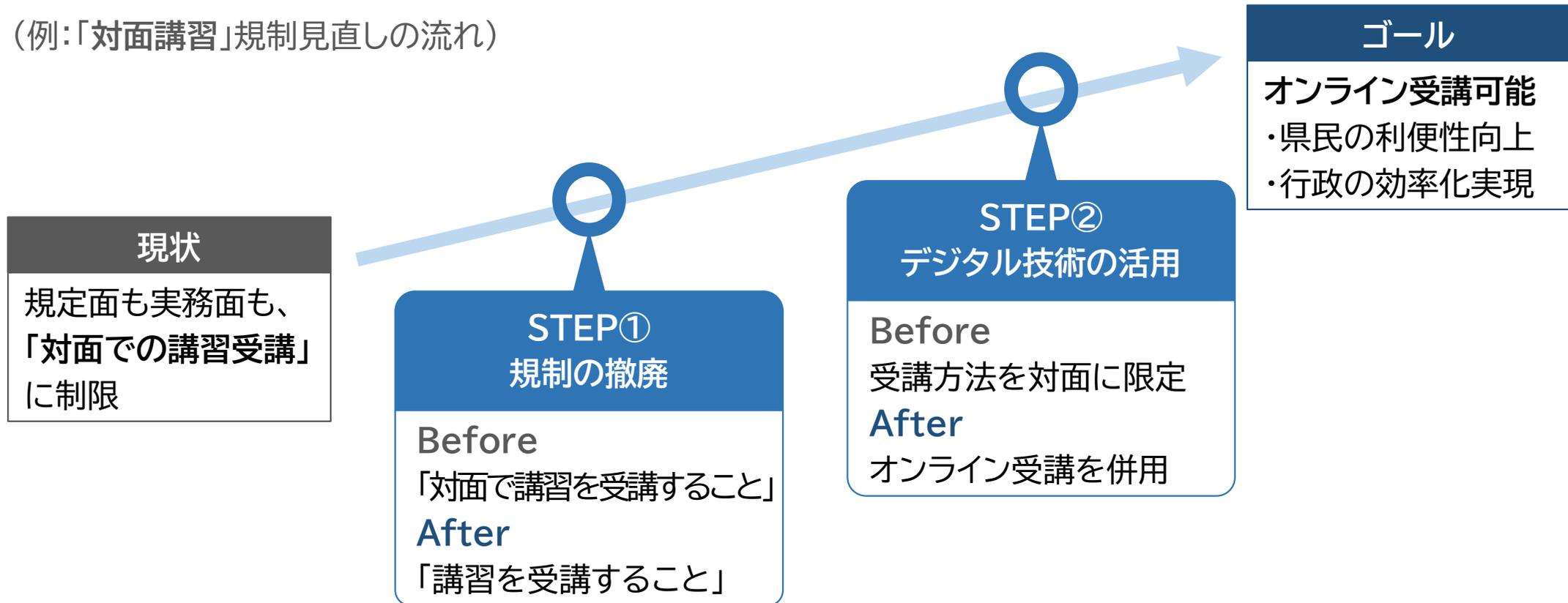
1. 取組の背景

2. 取組の方向性

「規制の撤廃」から「デジタル実装」へ

アナログ規制の点検・見直しとしては、一義的には「規制の撤廃」が達成できればOKではあるが、本県では一步踏み込み、「デジタル技術の活用」まで見据えた取組を進めたい。

(例:「対面講習」規制見直しの流れ)





R4実施の実態調査概要

国マニュアル1.0版(R4.11月)に基づき、R4年度末に全庁照会を実施。(対象は本庁所属のみ)

概要

調査期間 R5.1.26-R5.2.28

調査対象 知事部局+企業局(本庁所属のみ)

調査方法 原則、各所属の自己申告に基づく報告

全923件のアナログ規制が確認された。(規制区分別の集計結果は次ページ)

調査結果

	全体	県の権限	国の権限
全体	923規制	435規制	488規制
条例	102規制	81規制	21規制
規則	403規制	116規制	287規制
訓令	7規制	5規制	2規制
告示要綱等	43規制	26規制	17規制
その他要綱等	368規制	207規制	161規制

R4実施の実態調査概要(規制区分別集計)

県の権限による規制で最も多かったのは「目視」規制。次いで書面掲示規制等が多い。

	全体	県の権限	国の権限	県における規制の例
目視	215規制	144規制	71規制	静岡県食品衛生規則(営業許可の实地調査)
实地監査	57規制	15規制	42規制	- (R4調査で各所属から報告のあった本区分の規制は、国分類ではほぼ「目視」規制に該当)
定期検査/点検	91規制	57規制	34規制	静岡県生活環境の保全等に関する条例 (ばい煙量等の定期的な測定)
対面講習	143規制	51規制	92規制	静岡県屋外広告物条例(屋外広告物に係る講習会)
書面掲示	109規制	78規制	31規制	森林法施行細則(標識の掲示)
往訪閲覧/縦覧	67規制	37規制	30規制	静岡県水循環保全条例(水源保全地域の指定の縦覧)
常駐/専任	203規制	19規制	184規制	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則 (児童福祉施設に配置する職員の規定)
旧媒体規制	37規制	34規制	3規制	建築士法施行細則 (二級建築士免許の登録状況等の報告)
合計	923規制	435規制	488規制	



対象範囲

- 知事部局の所管する「条例、規則、訓令、告示要綱等」を対象とする。
- 企業局、がんせ、議会事務局、教委、警察等には、適時情報提供し、見直しを進めるよう働きかける。

	対象範囲		
	本数 (R6.4.1時点)	うち 知事部局所管分	うち 他所管分
条例	410本	342本	68本
規則	309本	299本	10本
訓令	18本	18本	-
告示要綱等	251本	246本	5本

告示していない
各課所管の要綱等

本見直しの対象とはしないが、各所属での見直し実施を呼び掛ける。



規制項目ごとの見直し方針の方向性(案)【詳細は秋の本部会議に向け検討】

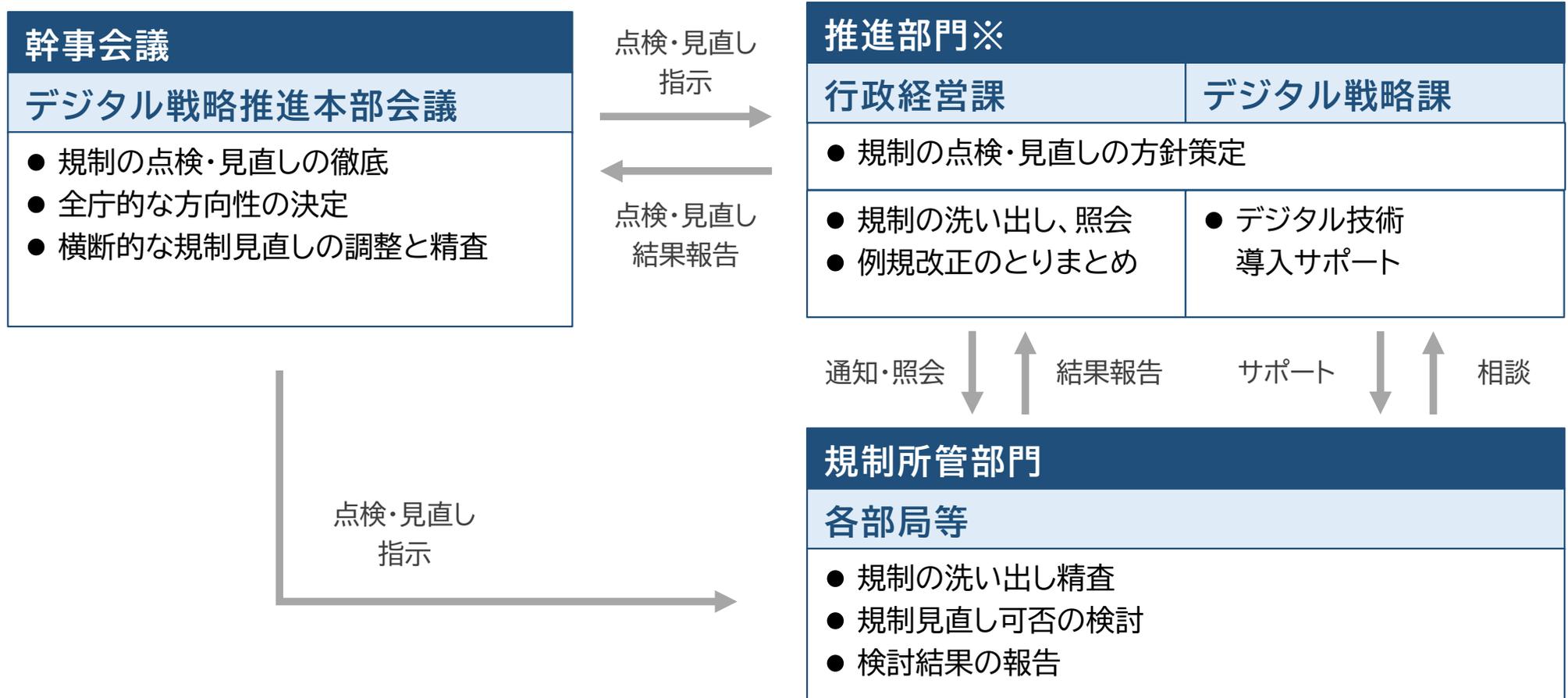
規制項目により、デジタル技術導入のハードルは様々。

規制状況とデジタル技術活用のハードルを分析した上で、具体的な見直し方針を示したい。

規制項目	活用可能なデジタル技術(例)	見直し方針の方向性(案)
①目視	高精度カメラ、ドローン	デジタル技術の導入には一定のハードル。 長期的な取組が必要。
②実地監査	遠隔監視装置、オンライン会議システム	
③定期検査・点検	リアルタイムモニタリング等	
④常駐・専任	遠隔監視装置、オンライン会議システム	
⑤対面講習	オンライン実施の導入	既存のシステム活用で見直しが可能。 短期的・集中的な取組を検討。
⑥書面掲示	● オンライン会議システム ● オンライン申請	
⑦往訪閲覧・縦覧	● WEBサイトでの情報公開	
⑧記録媒体	オンライン申請、クラウド保存	国の見直しが先行。早急に対応。

全庁的な見直し体制(案)

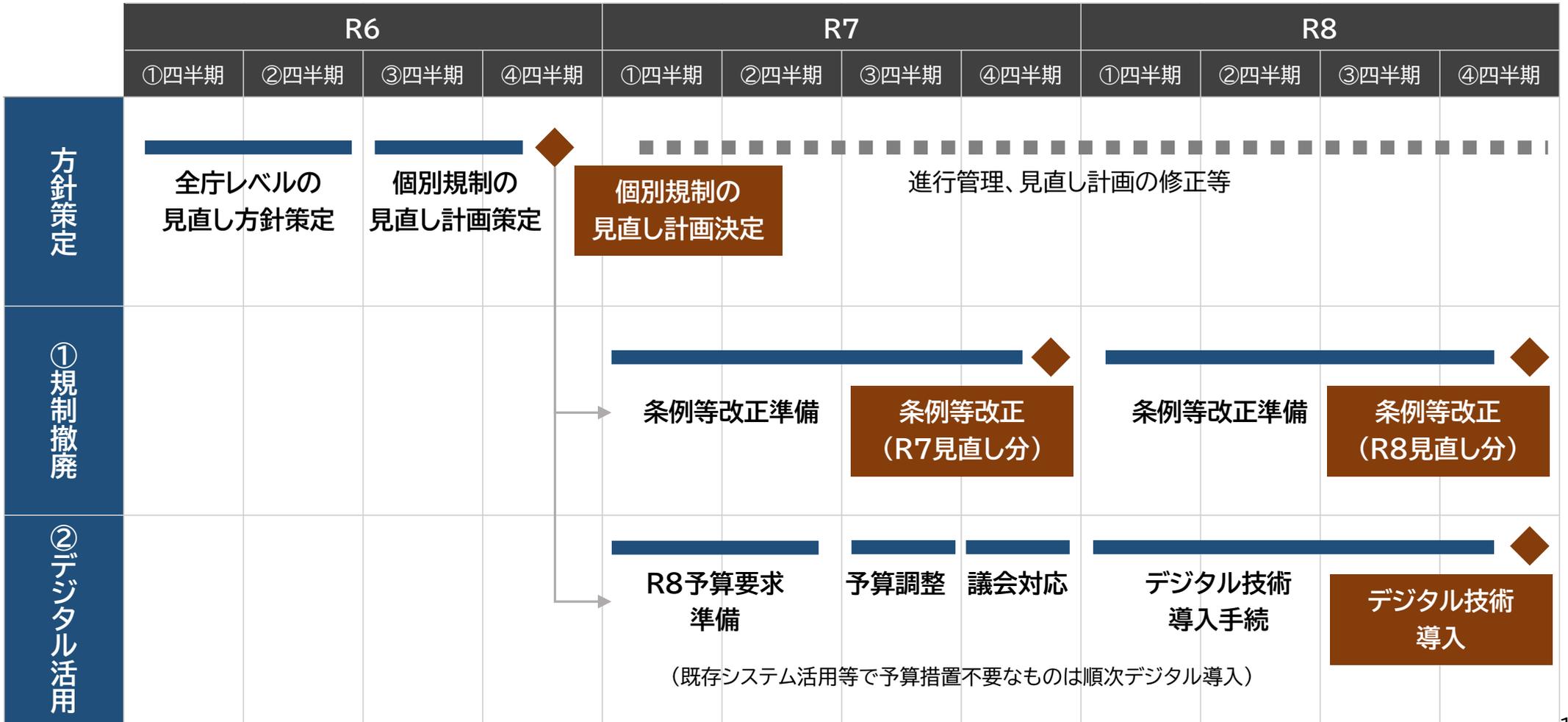
本部会議を幹事会議とし、各部署等が規制の洗い出し・見直しを進め、推進部門が全庁の取りまとめを行う。



※必要に応じ、電子県庁課、データ活用推進課、法務課等と協力し進める

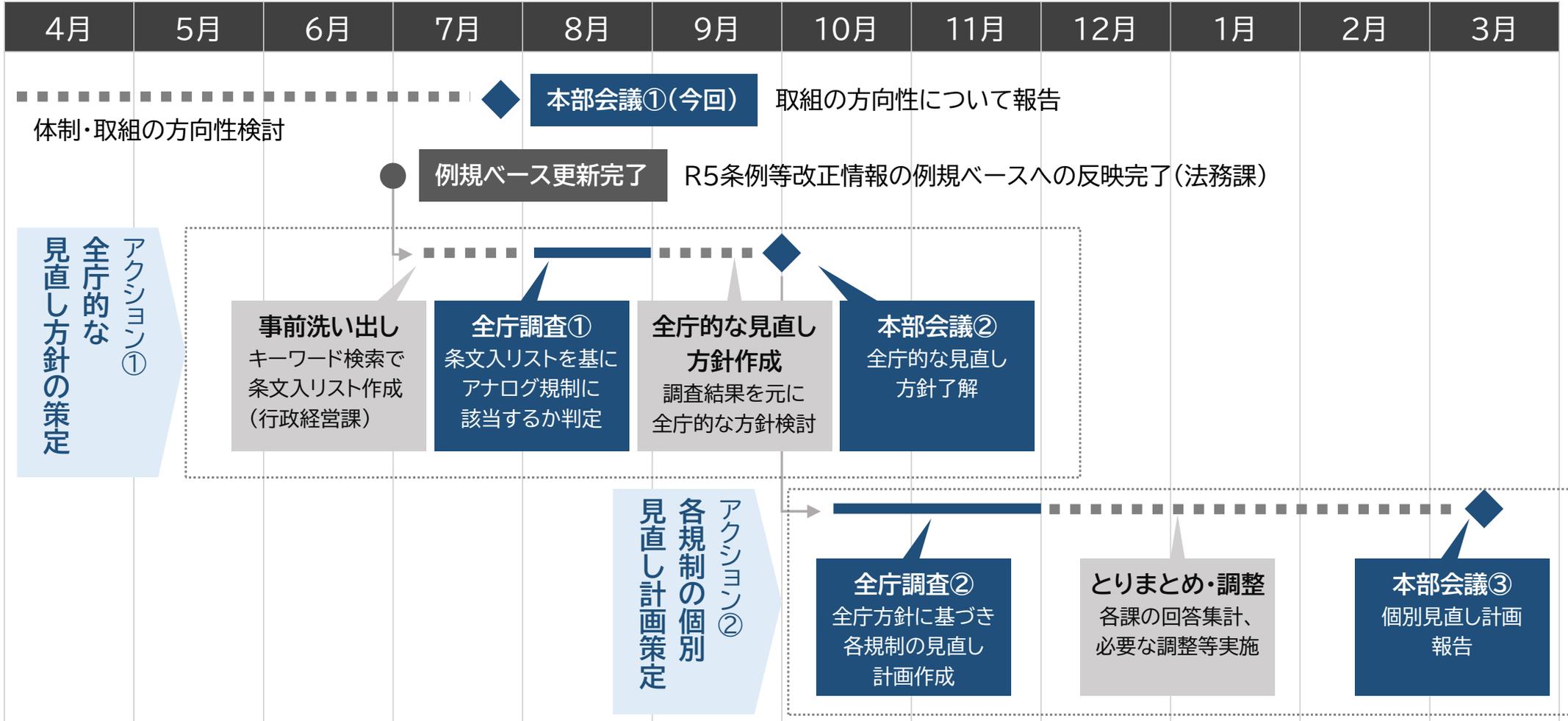
ロードマップ(案)

まずはR6～R8の3年間、集中的に見直しに取り組む。



本年度の取組スケジュール(案)

本年度は、全庁的な見直し方針及び各規制の見直し計画の策定に取り組む。

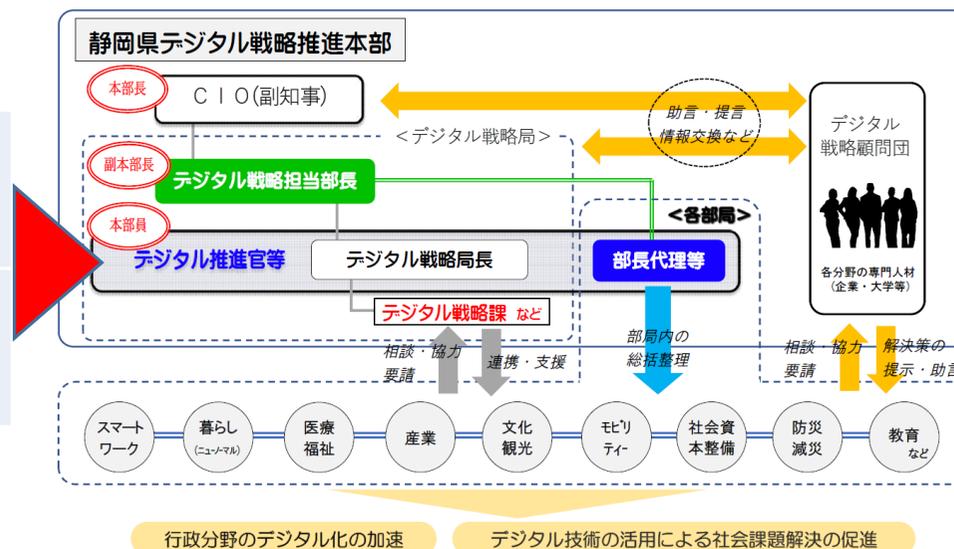


デジタル推進官等を対象としたDX研修の実施について（案）

- ・本県は、各部局にデジタル推進官を配置し、本部長（副知事）のもと部局横断的にDXを推進する体制を構築
- ・一方で、各部局におけるDXの推進を担う**デジタル推進官を対象とした研修は未実施**
- ・更なるDXの推進のため、**デジタル推進官を対象とした研修を実施**していく。

1 デジタル推進官設置の目的、求められる役割

設置の目的	各部局におけるデジタル施策の責任者を明確にするとともに、デジタル戦略担当部長等と連携し、本県のデジタル化の推進を図る。
求められる役割 (※行政組織規則より)	その職務は、上司の命を受けて部局等の情報通信技術に関する施策に関して事務及び事業を総括整理する。



2 研修（案）

研修区分	講師等	研修内容
マインドセット研修	フェロー、顧問団	・DX推進の意義、必要性等
最新技術等の動向研修	フェロー、顧問団、SB社	・生成AIほか最新のツールの紹介 ・他団体における先進事例・活用事例 ・ハンズオン研修
リスクマネジメント研修	フェロー、電子県庁課	・情報セキュリティ、本県セキュリティポリシー

デジタル推進官等を対象としたDX研修の実施について（案）

（参考）研修内容に関する御意見・御要望等

部局名	御意見・御要望	対応
健康福祉部	・意識改革や新しい発想につながるような研修を希望	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、研修内容に反映 ★マインドセット研修 →デジタル技術を活用した業務改革やDXに必要な組織マネジメントについて追加を検討 ★最新技術の動向研修 →行政におけるChatGPTの活用事例、AI等の審査業務での活用事例について追加を検討
健康福祉部	・組織を全体的にマネジメントすることを念頭においた研修内容を希望	
くらし・環境部	・他県の先進事例や、最新ツールの紹介 特に、生成AIを審査業務（許認可等）で活用した事例や有効性 など	
経済産業部	・行政におけるChatGTPの活用方策事例の紹介	

（参考）その他御意見・御要望等

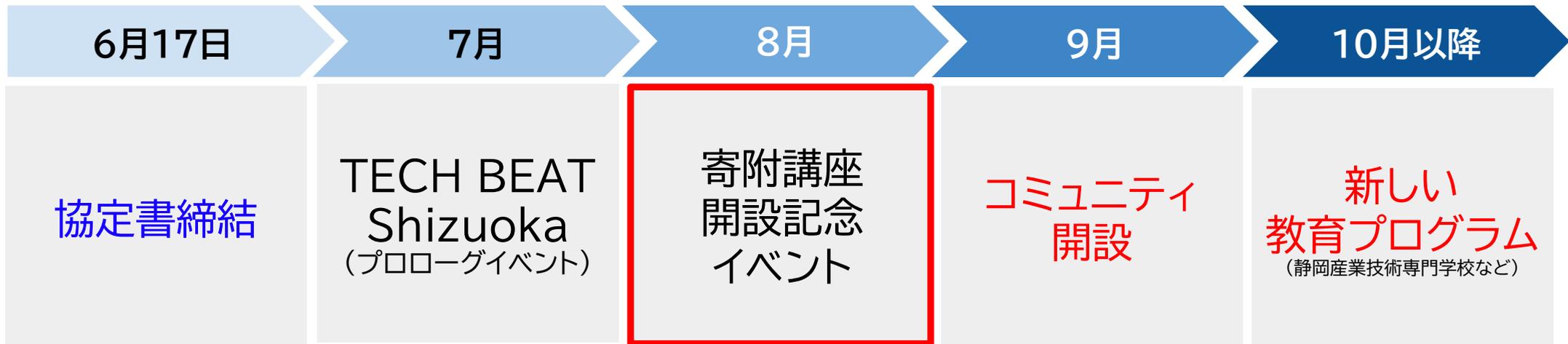
部局名	御意見・御要望	対応
警察本部	<p>・各所属がDXを推進しているところであるが、所属ごとに問題が異なり、導入するシステム、機器の統一が困難となっている。</p> <p>例えば、すべての所属で導入すべきシステム等があるのであれば、その指針を示していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局と警察本部では、環境面やセキュリティ面等において求められるシステム要件等が異なるが、システムやツール等を導入する際には、個別相談や専門家による助言・指導を受ける機会の創出などにより対応して参りたい。

学校法人静岡理工科大学との協定締結

- VR(仮想現実)、AR(拡張現実)等の先端技術の発展や、デジタルツイン、メタバースの産業利用など、仮想空間市場が急成長。
- 一方で、デジタル人材が不足する中、仮想空間分野においても人材獲得競争が激化。
- 県では、仮想空間分野における人づくり・仕事づくりを進めるため、**学校法人静岡理工科大学と寄附講座設置のための協定を締結。**

名称	静岡県XR(クロスリアリティ)寄附講座
締結先	学校法人静岡理工科大学(理事長:杉浦 哲)
目的	<ul style="list-style-type: none">・3次元点群データ等を活用し、関連産業領域等で活躍できる人材を育成・仮想空間分野の認知度向上・人材の県内定着や県内産業の振興
寄附金額	6,000万円(2,000万円/年)
実施機関	静岡理工科大学グループ(静岡理工科大学、静岡産業技術専門学校、静岡デザイン専門学校、沼津情報・ビジネス専門学校、浜松未来総合専門学校 ほか)
実施事業	<ul style="list-style-type: none">・人材を育成する教育プログラムの開発及び実施・公開講座の実施・コミュニティの形成及び運営 など

スケジュール



- ・TECH BEAT Shizuokaでは、パネルディスカッションやブース出展
村井 説人 氏(ナイアンティック日本法人代表取締役)
西村 真里子 氏(HEART CATCH 代表取締役/TECH BEAT Shizuoka プロデューサー)
中村 啓 氏(静岡理工科大学 特命教授 兼 学校法人静岡理工科大学 法人本部 経営戦略部 部長)
杉本 直也(デジタル戦略局 参事)

- ・寄附講座開設記念イベントでは、教育プログラム開発に携わる指導者等による講演
水野 拓宏 氏(アルファコード 取締役・ファウンダー)
澁谷 陽史 氏(オランダワールド 代表取締役) ※予定

学校法人静岡理工科大学
静岡県XR寄附講座
第1回公開講座

仮想現実が作り出す 未来の可能性

2024年8月29日(木)

13:20 - 16:30

SISTグループ静岡駅前キャンパス
(静岡市葵区御幸町20番地)

参加費無料

【同時開催】

Apple Vision Pro体験会

16:30 - 17:30

申込方法・詳細は裏面へ

XRは 静岡を どう変えるのか



学校法人静岡理工科大学

CITY

COMMUNITY FOR
IMMERSIVE-REALITY TECHNOLOGY

主催：学校法人静岡理工科大学

静岡県XR(クロスリアリティ)寄附講座

詳細は裏面へ

プログラム

- 13:00 開場
13:20 開会挨拶・静岡県XR（クロスリアリティ）寄附講座の紹介
13:35 講演1「エンタテインメント技術の次世代利用と可能性」
14:30 講演2「XR関連技術がもたらす社会変革と可能性」
15:25 パネルディスカッション「XR技術で切り拓く静岡県の未来」
16:30 閉会（閉会后、Apple Vision Pro体験会 開催）

講演概要



講演1「エンタテインメント技術の次世代利用と可能性」

株式会社ORENDA WORLD 代表取締役 澁谷 陽史氏

VRやデジタルツインなどを支える最先端技術は、元々ゲーム制作の現場から発祥し今でもエンタテインメント由来のものが非常に多くあります。現在進行中の最先端ソリューションや技術ノウハウと、その可能性についてご紹介します。



講演2「XR関連技術がもたらす社会変革と可能性」

株式会社アルファコード 取締役-founder兼CTO

静岡理工科大学 総合技術研究所 客員教授 水野 拓宏氏

VR・AR・MRは総称してXRと呼ばれます。XRは今までにない“体験”を伝えるメディアです。この最先端技術を少子超高齢社会である日本の課題解決に積極的に取り組んでいる事例とその未来についてご紹介します。

パネルディスカッション「XR技術で切り拓く静岡県の未来」

パネリスト：澁谷 陽史氏、水野 拓宏氏、静岡県デジタル戦略局 参事 杉本 直也氏

XR技術の登場によって進化していく静岡県のためにいま我々がすべきことは何か。産業界で新たな価値観を生み出し続ける澁谷氏と水野氏、そして行政で意欲的な挑戦を続ける杉本氏に、座談形式で静岡県の未来予想図についてお聞きします。

参加申込フォーム



参加費：無料

申込締切：8月27日（火）

定員：200名（先着順）

※定員に達し次第、参加申込を終了させていただきます。

※Apple Vision Pro体験会は参加可能人数に限りがあるため、抽選となる可能性がございます。あらかじめご了承ください。

会場・アクセス

会場：

静岡市葵区御幸町20番地 M20ビル
SISTグループ静岡駅前キャンパス
（受付：4階）

アクセス：

- 静岡駅北口から徒歩3分（地下道H出入口直結）
- 新静岡駅けやき通り口から徒歩5分



XRコミュニティ「CITY」入会のご案内

静岡県XR寄附講座では、産学官民等が一体でXR（クロスリアリティ：VR・AR・MRなどの最先端映像技術等の総称）の普及や活用拡大により、日々の生活を豊かにすることを目指す活動を行うコミュニティ「CITY（Community for Immersive-reality Technology）」を開設します。

CITYでは公開講座や技術体験セミナー、交流会等を開催しますので、興味のある方はぜひご入会ください。

詳細な活動内容やご入会受付はホームページをご覧ください。



CITYホームページ

お問合せ

静岡県XR（クロスリアリティ）寄附講座 事務局

学校法人静岡理工科大学 法人本部 経営戦略部 教育推進課

Mail：houjin-kyoiku@sist.ac.jp

TEL：054-204-2590



学校法人静岡理工科大学